

令和8（2026）年度

家庭用生ごみ処理機器購入費助成制度のご案内

池田市では、家庭用生ごみ処理機器を購入し、ごみの減量と再資源化に取り組まれる世帯に購入費用の助成制度を実施します。

応募条件

【注意】家庭用生ごみ処理機器購入後の申請になります。

次の項目のすべてを満たしていること

- 本市の住民基本台帳に記録されている者であって、当該住所に現に居住しており、生ごみの減量・再資源化に取り組まれること
- 家庭用生ごみ処理機器を市内の自宅又は隣接する自宅の敷地に設置し、近隣住民への悪臭や虫の発生等による影響等に配慮し、適正な継続使用及び管理ができること
- 家庭用生ごみ処理機器から生じた堆肥を、ごみとしないで自家処理できること
- 市税（市・府民税、固定資産税、軽自動車税）を滞納していないこと
- 過去に家庭用生ごみ処理機器に係る助成金の交付を受けたことがある場合、交付を受けた直近の日から5年を経過していること

助成対象機器

電気式生ごみ処理機 電気を使用し、乾燥又は微生物等による分解により、家庭から排出される生ごみを減量化又は堆肥化する電気式機器

（例）電気式生ごみ処理機、電気式生ごみ減量乾燥機

生ごみ堆肥化容器 電気を使用せず、微生物等による発酵及び分解により、家庭から排出される生ごみを、堆肥化する処理容器

（例）土中式コンポスト、回転式コンポスト、密閉式コンポスト、バッグ式コンポスト、ミミズ式コンポストなど

※ディスポーザー等、処理水を公共下水道管等に直接排出するものは対象外です

※新品のみ対象です（中古品、ネットオークションサイトやフリマアプリ等で購入した製品は対象外）

※DIY 品、自作品は対象外です

募集期間

令和8（2026）年4月1日（水）～ 令和9（2027）年3月12日（金）

助成金額

【注意】購入費用3,000円未満の場合、本助成金対象外になります

電気式生ごみ処理機 購入費用（消費税及び地方消費税を含む。）の2分の1に相当する額（1,000円未満切り捨て） 上限 10,000円

生ごみ堆肥化容器 購入費用（消費税及び地方消費税を含む。）の3分の1に相当する額（1,000円未満切り捨て） 上限 4,000円

※送料、手数料、設置費用、電気設備などの付帯設備にかかる費用等については、購入費用には含みません。

※仮想通貨、クーポン、ポイント、金券、商品券等の利用分については、購入費用には含みません。

※生ごみ堆肥化容器について、基材が付属していない製品を購入した場合に限り、単体で販売されている基材1点のみ、追加で購入費用に含むことができます。

申請方法

《提出先》 環境政策課窓口（池田市役所7階）※持参のみ対応、郵送不可

《必要書類》 購入後60日以内に、下記の書類を直接ご持参ください。

※提出書類に不備がある場合は受理を致しかねますので、提出前に「提出書類チェックシート」を必ずご確認ください。

- ① 池田市家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付申請書兼同意書（様式第1号）
※様式に押印をする場合、印影は①④⑤で同じ印鑑を使用してください。
- ② 家庭用生ごみ処理機器の名称と申請者（購入者）氏名、購入価格が明記された領収書の写し
又は支払いを証明する書類
- ③ 助成対象機器の設置後の全景写真
- ④ 助成対象機器の説明書又はパンフレットの写し
- ⑤ 池田市家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付請求書（様式第4号）
- ⑥ 助成金代理受領委任状（様式任意）

※交付申請者と振込口座の名義が異なる場合、委任状が必要になります。

※必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。

＜提出書類チェックシート＞

■記入上の注意

必要書類はボールペンで漏れなく記入されていますか？（消せるボールペン等は不可）
①,⑨,⑩の申請者名欄に署名をもって記すことで押印を省略可。 ※印刷や氏名印等による記名の場合は押印が必須
誤記への訂正印は、署名欄と同一の印で行っていますか？（押印した場合に限る）

■必要書類別チェック項目

①池田市家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付申請書兼同意書（様式第1号）	
書面右上の池田市受付日は未記入の状態ですか？（窓口で記入）	
本体購入費用から、送料や手数料を除いていますか？	
本体購入費用から、ポイントやクーポン利用分を除いていますか？	
機器の名称について、領収書に記載がありますか？	
販売店について、領収書の発行元と一致しますか？	
購入日に、領収書内の発行日・購入日・注文日のいずれかを記入していますか？ （領収書内に複数の記載がある場合は、その中で最も古い日を記入）	
購入した機器は、新品ですか？フリマサイト等で購入していませんか？	
自作品、DIY品ではないですか？	
②領収書の写し等（機器の名称及び申請者の氏名が明記されているもの）	
交付の申請日から60日以内に発行されたものですか？	
領収書の宛名と交付申請者は一致していますか？	
機器の名称か型番が記載されていますか？	
金額は①の書類に記載されている本体購入費用と一致していますか？	
送料やポイント等の記載がある場合は、除いていますか？	
③設置後の写真（設置後の製品の全景が写っているもの）	
次の2点が確認できますか？	
(1)対象機器の全景 (2)開封後、使用している様子	
④説明書（取扱説明書）、パンフレット等の写し	
①と②に記載されている機器の名称が確認できるものですか？	
本来の用途が生ごみの処理・堆肥化であると、確認できるものですか？	
⑤池田市家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付請求書（様式第4号）	
右上の日付欄及び本文中の空欄は未記入の状態ですか？	
交付請求者の住所・氏名・電話番号・印は①の書類の交付申請者と一致していますか？	
交付請求者名と口座名義人が異なる場合、委任状を作成されていますか？	

お問い合わせ

池田市 市民活動部 環境政策課
(池田市役所7階)

TEL 072-754-6242

FAX 072-752-6572

E-mail kankyo@city.ikeda.osaka.jp